

議案第78号

利根東部衛生施設組合の規約変更に関する協議について

利根東部衛生施設組合同規約（昭和52年群馬県指令地第42号）の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、別紙のとおり関係市町村が協議の上、定めることについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和4年12月6日提出

沼田市長 星野 稔

利根東部衛生施設組合の規約変更に関する協議書

利根東部衛生施設組合同規約を下記の利根東部衛生施設組合同規約の一部を改正する規約により変更するものとする。

記

利根東部衛生施設組合同規約の一部を改正する規約

利根東部衛生施設組合同規約（昭和52年群馬県指令地第42号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「除く」を「除き、尾瀬クリーンセンターに係るものに限る」に改める。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。